



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年3月12日火曜日 第1338号

◇ 目 次 ◇

| | |
|-----------------------------|-----|
| 字の区域の変更（伊予市）..... | 285 |
| 字の区域の変更（宇和町）..... | 285 |
| 新たに生じた土地の確認（西海町）..... | 285 |
| 字の区域の変更（ " ）..... | 286 |
| 新たに生じた土地の確認（ " ）..... | 286 |
| 字の区域の変更（ " ）..... | 286 |
| 新たな土地改良事業の施行の認可..... | 286 |
| 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... | 286 |
| 県営土地改良事業の換地処分（4件）..... | 286 |
| 町営土地改良事業の施行の同意（7件）..... | 287 |
| 市営土地改良事業の計画の変更等の同意（3件）..... | 287 |
| 市営土地改良事業の換地処分..... | 287 |
| 海岸保全区域の指定の一部改正..... | 287 |
| 道路の区域変更（県道新居浜別子山線）..... | 288 |
| 道路の供用開始（県道新居浜別子山線外）..... | 288 |
| 道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線外）..... | 289 |
| 道路の供用開始（ " ）..... | 289 |
| 道路の区域変更（県道大三島環状線）..... | 289 |
| 道路の供用開始（ " ）..... | 290 |
| 道路の区域変更（一般国道440号外）..... | 290 |
| 道路の供用開始（ " ）..... | 290 |
| 道路の区域変更（ " ）..... | 291 |
| 道路の供用開始（ " ）..... | 291 |
| 道路の区域変更（一般国道379号外）..... | 292 |
| 道路の供用開始（ " ）..... | 292 |
| 道路の区域変更（県道長浜中村線）..... | 293 |
| 道路の供用開始（ " ）..... | 293 |
| 道路の区域変更（県道小田河辺大洲線外）..... | 294 |
| 道路の供用開始（ " ）..... | 294 |
| 道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）..... | 295 |
| 道路の供用開始（ " ）..... | 295 |

任 免 辞 令

| | |
|---------------|-----|
| 公営企業任免辞令..... | 295 |
|---------------|-----|

告 示

○愛媛県告示第530号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、伊予市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成14年3月12日

愛媛県知事 加戸守行

| 字の名称 | 左記の区域に編入する区域 | | | 摘 要 | |
|------|--------------|----|------|----------------------------|-----------------|
| | 字 名 | 地 | 番 | | |
| 宮下 | 字西沖 | 宮下 | 字百太夫 | 1054の1の一部及び1054の2の一部 | これに伴う道路、水路等を含む。 |
| | 字百太夫 | 宮下 | 字西沖 | 字百太夫1054の2に隣接する道路である国有地の一部 | |
| | 字雨龍 | 宮下 | 字福入 | 1128の1の一部 | |

○愛媛県告示第531号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成14年3月12日

愛媛県知事 加戸守行

| 字の名称 | 左記の区域に編入する区域 | | | 摘 要 |
|-------|--------------|--|--|-----------------|
| | 字 名 | 地 | 番 | |
| 大字岩木 | 大字郷内 | 6の1、7、8、9の1、9の2、10の1、10の2、13の1及び14の1 | | これに伴う道路、水路等を含む。 |
| 大字郷内 | 大字岩木 | 588から602まで及び607の8 | | |
| | 大字西山田 | 大字西山田 | 466の2、467、468、469の2、472の2、473、474、475の2、478の2、479の2、582の3、583の2、584の2、585の2、586の2、587の2、588の2、589の2、590の2、591の2、592の2、593の2、594の2、595の2、596の2、597の2、598の2、599の2、600の2、602の2、603、1番耕地332の3、1番耕地332の4、1番耕地336の2、1番耕地337の2及び1番耕地387の3 | |
| 大字西山田 | | 大字岩木 | 6の1の一部、7の1の一部、8の1の一部及び9の1の一部 | |
| | 大字郷内 | 404の1、405から407まで、409の1、410から414まで、415の1、490の1、491、492の1、492の2、493、494、495の1、594の1、595の1、596の1、597の1、598の1、599の1、600の1、601の1、602の1、603の1、604の1、605の1、606の1、607の1、608の1、609の1、610の1及び611の1 | | |

○愛媛県告示第532号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、西海町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、西海町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 新たに生じた土地の所在 | 面 積 (平方メートル) |
|--|-----------------|
| 西海町福浦130の4、130の7、243から246まで、248、249、467から469まで、628、629及び631の地先 | 1,794.06 |

○愛媛県告示第533号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、西海町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 字の名称 | 左記の区域に編入する新たに生じた土地 | | 面 積 (平方メートル) |
|------|--|---------|-----------------|
| | 区 | 域 | |
| 福浦 | 西海町福浦130の4、130の7、243から246まで、248、249、467から469まで、628、629及び631の地先 | 公有水面埋立地 | 1,794.06 |

○愛媛県告示第534号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、西海町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、西海町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 新たに生じた土地の所在 | 面 積 (平方メートル) |
|-------------|-----------------|
| 西海町久家273の地先 | 2,430.26 |

○愛媛県告示第535号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、西海町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 字の名称 | 左記の区域に編入する新たに生じた土地 | | 面 積 (平方メートル) |
|------|--------------------|---------|-----------------|
| | 区 | 域 | |
| 久家 | 西海町久家273の地先 | 公有水面埋立地 | 2,430.26 |

○愛媛県告示第536号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市氷見土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下太平地区）の施行を平成14年2月28日認可した。

平成14年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第537号

土居町蕪崎土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・竹の内地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・竹の内地区）計画書の写し
- (2) 土居町蕪崎土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成14年3月13日から4月10日まで

3 縦覧場所

土居町役場

○愛媛県告示第538号

平成14年3月4日県営中山間地域総合整備事業伊予中山地区大平工区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成14年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第539号

平成14年2月28日県営ほ場整備事業（担い手育成型）宇和地区西山田工区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成14年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第540号

平成14年2月28日県営ほ場整備事業（担い手育成型）宇和地区郷内工区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成14年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第541号

平成14年3月4日県営ほ場整備事業増穂地区第2工区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成14年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 542 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、弓削町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・藤谷地区）の施行に平成14年 2月28日同意した。

平成14年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 543 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、長浜町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・本郷地区）の施行に平成14年 2月28日同意した。

平成14年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 544 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、長浜町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・柴方地区）の施行に平成14年 2月28日同意した。

平成14年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 545 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、長浜町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・切迫地区）の施行に平成14年 2月28日同意した。

平成14年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 546 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、肱川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・ムカイガワラ地区）の施行に平成14年 2月28日同意した。

平成14年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 547 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、肱川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・瓜生谷地区）の施行に平成14年 2月28日同意した。

平成14年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 548 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の

規定により、肱川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・オモダ地区）の施行に平成14年 2月28日同意した。

平成14年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 549 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・阿方地区）の計画の変更に平成14年 3月 1日同意した。

平成14年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 550 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備及び農業用排水施設整備事業・阿方地区）の計画の変更に平成14年 3月 1日同意した。

平成14年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 551 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（ほ場整備及び暗渠排水事業・阿方地区）の計画の変更に平成14年 3月 1日同意した。

平成14年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 552 号

平成14年 3月 4日伊予市営土地改良事業宮下音地地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成14年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 553 号

海岸法（昭和31年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年 3月愛媛県告示第 276 号）の一部を次のように改正する。

平成14年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表45の項を次のように改める。

| | | | | | |
|----|-------------|-----|------|---------|--|
| 45 | 伊予灘沿岸柳原漁港海岸 | 北条市 | 北条市長 | 741メートル | 基点 1 から基点11までを順次結んだ線並びに基点11、補助点11、補助点10、補助点 2、補助点 1 及び基点 1 を順次結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） |
|----|-------------|-----|------|---------|--|

基点 1 は、北条市柳原 510 番
4 地先に設置された標柱
基点 2 は、基点 1 から 185 度
10分30メートルの地点
基点 3 は、基点 2 から 194 度
50分55メートルの地点
基点 4 は、基点 3 から 103 度
10分20メートルの地点
基点 5 は、基点 4 から42度20
分53メートルの地点
基点 6 は、基点 5 から 107 度
50分58メートルの地点
基点 7 は、基点 6 から 196 度
40分 167 メートルの地点
基点 8 は、基点 7 から 279 度

00分76メートルの地点
基点 9 は、基点 8 から 9 度20
分65メートルの地点
基点10は、基点 9 から 290 度
20分14メートルの地点
基点11は、基点10から 185 度
00分 148 メートルの地点
補助点11は、基点11から 280
度00分40メートルの地点
補助点10は、基点10から 231
度50分 144 メートルの地点
補助点 2 は、基点 2 から 286
度00分 112 メートルの地点
補助点 1 は、基点 1 から 269
度20分45メートルの地点

○愛媛県告示第 554 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|---------|--|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 新居浜別子山線 | 新居浜市大永山字土ノ峠嵯峨藪352番23 | 旧 | メートル 8.0~31.2 | キロメートル 0.076 | |
| | | | 新 | 25.0~53.5 | 0.076 | |
| " | " | 新居浜市大永山字土ノ峠嵯峨藪352番23 | 旧 | 7.8~14.0 | 0.006 | |
| | | | 新 | 14.0~16.5 | 0.006 | |
| " | " | 新居浜市大永山字土ノ峠嵯峨藪352番23から 同字352番 6 まで | 旧 | 4.3~31.0 | 0.515 | |
| | | | 新 | 12.7~43.0 | 0.515 | |
| " | " | 新居浜市大永山字土ノ峠嵯峨藪352番 6 から 同字352番 5 まで | 旧 | 14.4~34.7 | 0.087 | |
| | | | 新 | 23.7~36.5 | 0.087 | |

○愛媛県告示第 555 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|---------|---------------------------------------|-------------|
| 県 道 | 新居浜別子山線 | 新居浜市大永山字土ノ峠嵯峨藪352番23 | 平成14年 3月12日 |
| " | " | 新居浜市大永山字土ノ峠嵯峨藪352番23 | " |
| " | " | 新居浜市大永山字土ノ峠嵯峨藪352番23から 同字352番 6 まで | " |
| " | " | 新居浜市大永山字土ノ峠嵯峨藪352番 6 | " |

| | | | |
|---|--------|-------------------------------------|---|
| 〃 | 〃 | 新居浜市大永山字土ノ峠岨峨藪352番6から 同字352番5まで | 〃 |
| 〃 | 新居浜土居線 | 新居浜市阿島字新畑大道ノ下甲221番1から 同字甲224番1まで | 〃 |

○愛媛県告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成14年3月12日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-----------|--|----------|--------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 壬生川新居浜野田線 | 宇摩郡土居町大字天満乙177番44地先から 同大字乙151番10地先まで | 旧 | メートル 23.0~100.0 | キロメートル 0.630 | |
| | | | 新 | 23.0~116.0 | 0.560 | |
| 〃 | 上猿田三島線 | 伊予三島市富郷町津根山字タニガウチ乙135番4 地先から 同町津根山字谷ガ内乙136番1地先まで | 旧 | 4.0~64.0 | 0.516 | |
| | | | 新 | 21.5~69.0 | 0.445 | |
| 〃 | 別子山土居線 | 宇摩郡土居町大字浦山字市田畑乙176番3地先か ら 同字乙176番4地先まで | 旧 | 4.0~9.0 | 0.080 | |
| | | | 新 | 8.0~23.0 | 0.075 | |
| 〃 | 〃 | 宇摩郡土居町大字浦山字市田畑乙174番11地先か ら 同字乙174番9地先まで | 旧 | 4.0~8.5 | 0.105 | |
| | | | 新 | 4.0~20.0 | 0.105 | |

○愛媛県告示第557号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成14年3月12日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-----------|--|------------|
| 県 道 | 壬生川新居浜野田線 | 宇摩郡土居町大字天満乙177番44地先から 同大字乙151番10地先まで | 平成14年3月12日 |
| 〃 | 上猿田三島線 | 伊予三島市富郷町津根山字タニガウチ乙135番4地先から 同町津根山字谷ガ内乙136番1地先まで | 〃 |
| 〃 | 別子山土居線 | 宇摩郡土居町大字浦山字市田畑乙176番3地先から 同字乙176番4地先まで | 〃 |
| 〃 | 〃 | 宇摩郡土居町大字浦山字市田畑乙174番11地先から 同字乙174番9地先まで | 〃 |

○愛媛県告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成14年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|--------|--|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 大三島環状線 | 越智郡大三島町大字宗方6837番1地先から 同大字6844番1地先まで | 旧 | メートル 6.6~11.6 | キロメートル 0.064 | |
| | | | 新 | 11.2~27.0 | 0.064 | |

○愛媛県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|--|------------|
| 県 道 | 大三島環状線 | 越智郡大三島町大字宗方6837番1地先から 同大字6844番1地先まで | 平成14年3月12日 |

○愛媛県告示第560号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|---------|-------|--|----------|------------------|-----------------|-----|
| 一 般 国 道 | 440号 | 上浮穴郡柳谷村大字西谷字小村10196番3 | 旧 | メートル 9.1~24.0 | キロメートル 0.063 | |
| | | | 新 | 17.4~28.0 | 0.063 | |
| " | " | 上浮穴郡柳谷村大字西谷字古味2892番地先から 同字2890番2まで | 旧 | 6.8~34.0 | 0.091 | |
| | | | 新 | 12.3~74.6 | 0.090 | |
| " | " | 上浮穴郡柳谷村大字西谷字古味2897番2から 同字2899番3まで | 旧 | 15.0~47.4 | 0.039 | |
| | | | 新 | 26.2~47.4 | 0.039 | |
| " | " | 上浮穴郡柳谷村大字西谷字古味5586番3 | 旧 | 12.4~27.0 | 0.025 | |
| | | | 新 | 17.4~27.0 | 0.025 | |
| " | 494号 | 上浮穴郡面河村本組1387番4から 同村本組1378番1地先まで | 旧 | 9.0~45.2 | 0.189 | |
| | | | 新 | 11.6~70.4 | 0.174 | |
| 県 道 | 落合久万線 | 上浮穴郡久万町大字下畑野川乙456番18 | 旧 | 5.0~6.0 | 0.051 | |
| | | | 新 | 9.4~13.0 | 0.051 | |
| " | 美川川内線 | 上浮穴郡久万町大字直瀬甲4805番地先から 同大字甲4799番地先まで | 旧 | 5.2~9.4 | 0.042 | |
| | | | 新 | 9.0~13.2 | 0.041 | |

○愛媛県告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|---------------------------------------|------------|
| 一般国道 | 440号 | 上浮穴郡柳谷村大字西谷字小村10196番3 | 平成14年3月12日 |
| " | " | 上浮穴郡柳谷村大字西谷字古味2892番地先から 同字2890番2まで | " |
| " | " | 上浮穴郡柳谷村大字西谷字古味2897番2から 同字2899番3まで | " |
| " | " | 上浮穴郡柳谷村大字西谷字古味5586番3 | " |
| " | 494号 | 上浮穴郡面河村本組1387番4から 同村本組1378番1地先まで | " |
| 県道 | 落合久万線 | 上浮穴郡久万町大字下畑野川乙456番18 | " |

○愛媛県告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|---|----------|-----------------------|-----------------|-----|
| 一般国道 | 440号 | 上浮穴郡柳谷村大字柳井川字本村2923番地先から 同字3030番地先まで | 旧 | メートル 6.4~36.8 | キロメートル 0.332 | |
| | | | 新 | 6.4~36.8 7.0~266.0 | 0.332 0.230 | |
| " | " | 上浮穴郡柳谷村大字柳井川字永野4545番2から 同字4512番2まで | 旧 | 6.0~32.0 | 0.267 | |
| | | | 新 | 10.0~67.0 | 0.256 | |
| " | " | 上浮穴郡柳谷村大字西谷字古味5507番3から 同字5503番2まで | 旧 | 3.5~17.0 | 0.161 | |
| | | | 新 | 10.0~25.0 | 0.156 | |
| 県道 | 柳谷美川線 | 上浮穴郡美川村日野浦4537番2から 同村日野浦4529番2まで | 旧 | 6.5~28.5 | 0.174 | |
| | | | 新 | 13.5~44.0 | 0.174 | |
| " | " | 上浮穴郡美川村日野浦4645番3から 同村日野浦4645番6まで | 旧 | 6.4~9.4 | 0.038 | |
| | | | 新 | 18.0~50.3 | 0.038 | |

○愛媛県告示第563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|---|-------------|
| 一般国道 | 440号 | 上浮穴郡柳谷村大字柳井川字本村2923番地先から 同字3030番地先まで | 平成14年 3月12日 |
| " | " | 上浮穴郡柳谷村大字柳井川字永野4545番 2 から 同字4512番 2 まで | " |
| " | " | 上浮穴郡柳谷村大字西谷字古味5507番 3 から 同字5503番 2 まで | " |
| 県 道 | 柳谷美川線 | 上浮穴郡美川村日野浦4537番 2 から 同村日野浦4529番 2 まで | " |
| " | " | 上浮穴郡美川村日野浦4645番 3 から 同村日野浦4645番 6 まで | " |

○愛媛県告示第 564 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|---------|--|----------|-------------------|-----------------|-----|
| 一般国道 | 379号 | 上浮穴郡小田町大字中田渡230番 1 地先から 同大字228番 1 地先まで | 旧 | メートル 14.4～16.8 | キロメートル 0.050 | |
| | | | 新 | 16.5～20.8 | 0.050 | |
| 県 道 | 久万中山線 | 上浮穴郡小田町大字臼杵2407番 1 地先から 同大字2387番 1 地先まで | 旧 | 4.6～10.6 | 0.320 | |
| | | | 新 | 8.0～24.0 | 0.320 | |
| " | 小田柳谷線 | 上浮穴郡小田町大字本川1947番から 同大字1948番地先まで | 旧 | 5.0～5.5 | 0.076 | |
| | | | 新 | 22.0～29.0 | 0.076 | |
| " | " | 上浮穴郡小田町大字中川88番 5 から 同町大字本川4152番地先まで | 旧 | 5.0～14.0 | 0.298 | |
| | | | 新 | 14.0～44.0 | 0.298 | |
| " | " | 上浮穴郡小田町大字本川4167番 1 地先から 同大字4172番 2 地先まで | 旧 | 8.5～18.0 | 0.066 | |
| | | | 新 | 12.0～32.0 | 0.066 | |
| " | 小田河辺大洲線 | 上浮穴郡小田町大字寺村2642番 3 から 同大字2648番まで | 旧 | 4.2～26.6 | 0.277 | |
| | | | 新 | 6.2～66.4 | 0.277 | |
| " | 美川小田線 | 上浮穴郡小田町大字中川2058番 1 地先から 同大字2061番 2 まで | 旧 | 4.0～16.6 | 0.135 | |
| | | | 新 | 10.8～25.4 | 0.135 | |

○愛媛県告示第 565 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月12日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|---------|--|------------|
| 一般国道 | 379号 | 上浮穴郡小田町大字中田渡230番1地先から 同大字228番1地先まで | 平成14年3月12日 |
| 県道 | 久万中山線 | 上浮穴郡小田町大字白杵2407番1地先から 同大字2387番1地先まで | " |
| " | 小田柳谷線 | 上浮穴郡小田町大字本川1947番から 同大字1948番地先まで | " |
| " | " | 上浮穴郡小田町大字中川88番5から 同町大字本川4152番地先まで | " |
| " | " | 上浮穴郡小田町大字本川4167番1地先から 同大字4172番2地先まで | " |
| " | 小田河辺大洲線 | 上浮穴郡小田町大字寺村2642番3から 同大字2648番まで | 平成14年3月18日 |
| " | 美川小田線 | 上浮穴郡小田町大字中川2058番1地先から 同大字2061番2まで | 平成14年3月12日 |

○愛媛県告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月12日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 旧・新別 | 敷地の員 | 延長 | 備考 |
|-------|-------|--------------------------------------|------|----------------------|-----------------|----|
| 県道 | 長浜中村線 | 喜多郡長浜町大字下須戒乙830番6地先から 同大字乙832番3まで | 旧 | メートル 4.2~15.8 | キロメートル 0.101 | |
| | | | 新 | 4.3~8.2 13.0~29.5 | 0.101 0.084 | |
| " | " | 喜多郡長浜町大字下須戒甲2047番から 同大字甲2046番1まで | 旧 | 5.0~29.0 | 0.060 | |
| | | | 新 | 27.2~39.0 | 0.051 | |
| " | " | 喜多郡長浜町大字柴甲1636番1から 同大字甲1620番1地先まで | 旧 | 4.0~15.0 | 0.310 | |
| | | | 新 | 8.2~29.8 | 0.310 | |
| " | " | 喜多郡長浜町大字柴甲778番1地先から 同大字甲460番1まで | 旧 | 4.0~6.9 | 0.300 | |
| | | | 新 | 10.6~16.9 | 0.300 | |

○愛媛県告示第567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年3月12日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|--------------------------------------|-------------|
| 県 道 | 長浜中村線 | 喜多郡長浜町大字下須戒乙830番6地先から 同大字乙831番5まで | 平成14年 3月12日 |
| " | " | 喜多郡長浜町大字下須戒甲2045番10から 同大字乙832番3まで | " |
| " | " | 喜多郡長浜町大字下須戒甲2047番から 同大字甲2046番1まで | " |
| " | " | 喜多郡長浜町大字柴甲1636番1から 同大字甲1620番1地先まで | " |
| " | " | 喜多郡長浜町大字柴甲778番1地先から 同大字甲460番1まで | " |

○愛媛県告示第568号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|---------|----------------------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 小田河辺大洲線 | 喜多郡河辺村大字三嶋211番から 同大字204番2まで | 旧 | メートル 5.9~13.6 | キロメートル 0.180 | |
| | | | 新 | 10.4~38.0 | 0.180 | |
| " | " | 喜多郡河辺村大字三嶋911番5から 同大字900番まで | 旧 | 4.0~8.1 | 0.172 | |
| | | | 新 | 13.0~20.1 | 0.164 | |
| " | 河辺小田線 | 喜多郡河辺村大字川上806番2から 同大字808番2まで | 旧 | 4.6~7.2 | 0.049 | |
| | | | 新 | 9.1~18.8 | 0.050 | |
| " | 蔵川大谷線 | 喜多郡肱川町大字大谷801番2から 同大字2762番3まで | 旧 | 4.3~11.3 | 0.200 | |
| | | | 新 | 4.9~21.6 | 0.190 | |

○愛媛県告示第569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|---------|--------------------------------|-------------|
| 県 道 | 小田河辺大洲線 | 喜多郡河辺村大字三嶋211番から 同大字204番2まで | 平成14年 3月25日 |
| " | " | 喜多郡河辺村大字三嶋911番5から 同大字900番まで | 平成14年 3月12日 |

| | | | |
|---|-------|--------------------------------------|-------------|
| " | 河辺小田線 | 喜多郡河辺村大字川上806番 2 から 同大字808番 2 まで | " |
| " | 蔵川大谷線 | 喜多郡肱川町大字大谷801番 2 から 同大字2762番 3 まで | 平成14年 3月26日 |

○愛媛県告示第 570 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 幅 員 | 延 長 | 備 考 |
|-------|--------|---|----------|--------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 鳥井喜木津線 | 西宇和郡三崎町松1482番 5 から 同町松1588番地先まで | 旧 | メートル 5.1 ~ 15.1 | キロメートル 0.231 | |
| | | | 新 | 13.0 ~ 30.2 | 0.201 | |
| " | " | 西宇和郡三崎町二名津2309番 3 から 同町二名津2308番 1 まで | 旧 | 4.4 ~ 11.6 | 0.053 | |
| | | | 新 | 7.2 ~ 17.6 | 0.058 | |
| " | " | 西宇和郡保内町広早451番 3 から 同町広早330番地先まで | 旧 | 9.4 ~ 19.0 | 0.188 | |
| | | | 新 | 15.2 ~ 57.0 | 0.188 | |

○愛媛県告示第 571 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|---|-------------|
| 県 道 | 鳥井喜木津線 | 西宇和郡三崎町松1482番 5 から 同町松1588番地先まで | 平成14年 3月27日 |
| " | " | 西宇和郡三崎町二名津2309番 3 から 同町二名津2308番 1 まで | 平成14年 3月13日 |
| " | " | 西宇和郡保内町広早451番 3 から 同町広早330番地先まで | 平成14年 3月27日 |

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

2月28日

愛媛県技術吏員 浅 木 里 恵

願により本職を免ずる

